

令和８年台風第18号に係る第２回沖縄県災害対策本部会議（書面）

令和８年台風第18号に係る災害について、各本部員に対し直ちに被害状況を共有し、更なる情報収集の強化と防災行動の徹底を指示する必要があることから、沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第１号。以下「要綱」という。）第４条第５項の定めるところにより、次のとおり標記の会議を書面により開催する。

令和８年８月27日

沖縄県災害対策本部長 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部員 各位

１ 開催日時

令和８年８月27日（木曜日） 午後１時

２ 協議事項（要綱第４条第２項各号の協議決定事項）

なし

３ その他事項

（１）被害状況等の報告

別紙１のとおり報告する。

（２）本部長指示

別紙２のとおり通知する。

（３）災害対策本部の廃止

予想された災害の危険が解消したと認められることから、本会議の開催をもって災害対策本部を廃止する。

４ 本部員による協議及び表決の方法

上記２の協議決定事項がないため、本部員による協議及び表決を省略する。